

令和4年
2月号

しんとみ



作成者 上新田駐在所 井手籠 輝也

サイバーセキュリティ月間 (令和4年2月1日(火)から令和4年3月18日(金)までの間)


サイバー犯罪の種類

- 架空請求メール
「サイトの利用料金が未納になっている。連絡がなければ法的手続きを取る」というメールが届いた。
- ワンクリック詐欺
サイトの年齢確認ボタンを押したら「会員登録されました。登録料は〇〇万円です」と画面に表示された。
- ネットショッピング詐欺
ネットショッピングで商品を購入し、代金を振り込んだが、商品が届かず、連絡も取れなくなった。
- 不正アクセス
SNSのID・パスワードを他人から勝手に使われて不正ログインされ、なりすましのコメントを投稿された。



※ 全国的に上記被害が、確認されています！
身に覚えのないメールが送られてきた場合は、友人や家族に相談の上、最寄りの警察署や交番に相談しましょう！

不法投棄・不法焼却ダメ！

- 不法投棄
根拠規定：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条
- 不法焼却
根拠規定：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2
罰則：5年以下の懲役若しくは 
1000万円以下の罰金又は併科

絶対ゴミは燃やさない！
厳しく処罰されます！



2月新富町内事件事故簿 (1月25日現在暫定値)

盗難	1件
器物損壊	1件
廃掃法	2件
軽犯罪法違反(火気乱用)	1件
※ 廃掃法～廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
人身事故	3件
物損件数	14件
※交通事故発生件数は1月中の暫定値	

